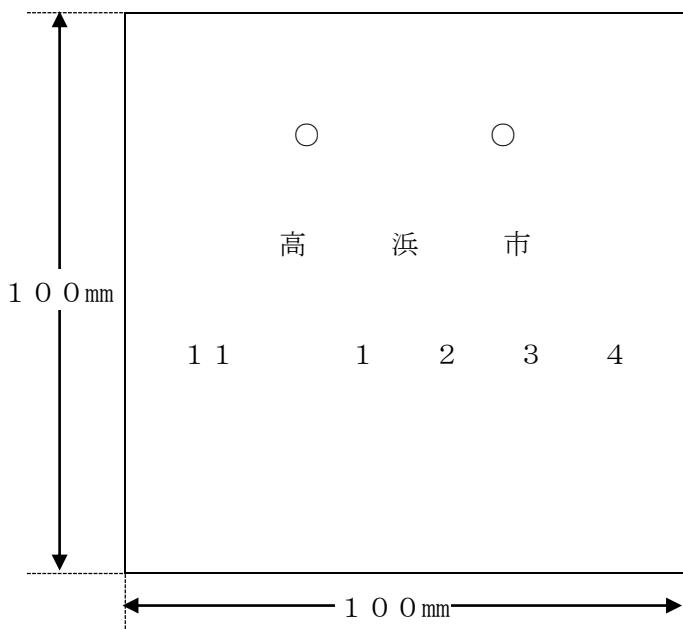


様式第70の2

原動機付自転車の標識

(第一種特定)



備考

- 1 原動機付自転車の標識（第一種特定）は、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 定格出力が0.6キロワット以下であること
 - イ 車体の長さが1.9メートル以下で、幅が0.6メートル以下であること
 - ウ 最高時速が20キロメートル以下であること
- 2 標識の地の塗装は、次による。

白色
- 3 標識の文字の塗色は、次による。
 - ア 軽自動車税が課される原動機付自転車の標識（第一種特定）

濃紺色
 - イ 軽自動車税が課されない原動機付自転車の標識（第一種特定）

赤色